

育児休業取得状況等報告書

【企業担当者記載欄】

1 企業名	社会福祉法人 瑞穂会
2 貴社の取組状況について	
(1) 男性の育児休業促進に取り組むきっかけ・背景 安定した質の高い業務（ケア）の継続には従業員個々の家庭を含む安定した生活が基礎となる。そのためには夫の育児への関わりも重要と考える。	
(2) 男性の育児休業取得促進にかかるこれまでの取組 就業規則にもある制度の周知。	
(3) 取得促進にあたっての課題とその解決策、工夫した点 育休取得者本人だけではなく、全体への制度の周知と取得への理解が不可欠であり、取得中も過大な負担とならないことを事前に理解してもらう。	
(4) 取得者がいる職場の業務継続のために取り組んだこと 取得前の業務の引継と共に、取得中の他従業員の業務体制について事前に示し理解を得ておく。また、復職後の引継を十分に行う。	
(5) 定着に向けて、更に取り組んでいることがあれば教えてください 男性の育休取得があっても大きな混乱なく業務を継続していける実績が次の取得につながり、定着していくと考える。	

【対象従業員記載欄】

1 育休取得期間	通算 30 日間
2 育児休業の取得について	
(1) 育児休業を取得したきっかけ 妻の実家は近かったが、両親とも働いており協力が難しく長男もまだ1歳だったので妻一人で二人を見るのは難しいと思い取得したいと思った。	
(2) 育児休業を取得して良かったこと 妻と二人で育児に向き合えたこと。育児をしながら家事をすることの大変さを二人で共感しながらできたこと。	
(3) 育児休業の取得にあたり、円滑に業務を引き継ぐ上で工夫した点 取得中に変わったことを書面にしてもらった。	
(4) 育児休業の取得経験を通して業務に生かしていること 育児も時間の使い方など工夫しなければいけないことが多く、やるべき事と時間を考えながら負担を減らし、子供と関われる時間を増やしていくなど業務をこなす上で時間の使い方を考えることもできた。	
(5) これから育児休業の取得を検討している方へのアドバイス 周りの目などを気にされるのは分かりますが、育休を取得される人たちが増えて少しでも子育てのしやすい環境、世の中になっていけたら良いと思います。	

(注意事項)

支給要綱第3条第1項第12号に基づき、本書への記載事項を県のWebサイトに掲載します。なお、掲載に当たっては、その内容を事前に確認します。